



としま

健康を守るみんなの国保
豊島区民部国民健康保険課

NATIONAL HEALTH INSURANCE SYSTEM

国保だより

令和8年(2026年)6月発行

国民健康保険課休日窓口のご案内

毎月第2土曜日9時～17時

受付業務 国保の加入・やめる手続き、未納保険料の相談に関することなど。
※給付業務は除く。

令和8年度から国民健康保険料に「子ども・子育て支援金分」が追加されます。

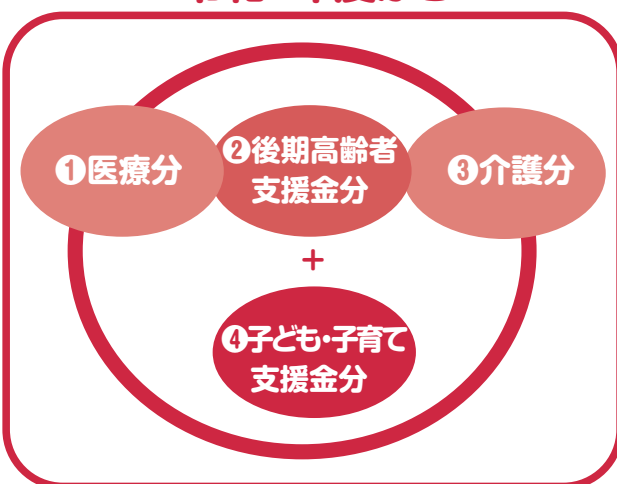
企業や全世代の皆様が財源を負担し、子育て世代を社会全体で応援するしくみです。

保険料の計算

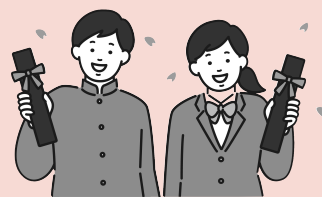
令和7年度まで



令和8年度から

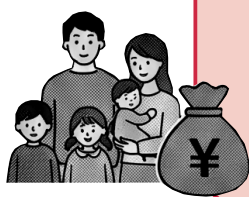


高校三年生相当までの方は、子ども・子育て支援金分保険料の均等割額がかかりません。



児童手当の拡充や妊婦・育児休業への支援に活用

児童手当の拡充



- ・所得によらず、全ての子どもに支給
- ・支給対象を中学生までから高校生年代まで拡大
- ・第3子以降の手当月額を一律3万円に引き上げ
- ・手当支給が4か月に1回から2か月に1回に
など

妊婦への支援給付



- ・妊娠届け出時に5万円支給
- ・妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円支給

出生後の育児休業支援給付

- ・両親が14日以上育児休業を取得した場合、最大28日分の手取り額を支給
など

こどもまんなか

こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度
について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



お問い合わせ

こども家庭庁コールセンター **0120-303-272** (受付時間 平日・土曜 9時から18時)

令和8年度から 延滞金・還付加算金を実施



延滞金について



令和8年6月以降に賦課された保険料より、納期限までに納められなかった場合、被保険者の公平性の確保等のため、延滞金を納めていただきます。計算方法など詳しくは区ホームページをご覧ください。

還付加算金について

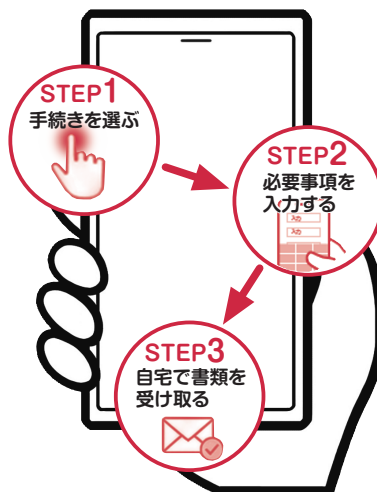


還付加算金とは、二重納付や保険料変更等により発生した還付金がある場合に、その期間に応じて上乗せされる利息相当分のことです。計算方法など詳しくは区ホームページをご覧ください。

オンライン申請拡大中! 24時間いつでも申請可能です



オンライン申請可能な手続き例



- ・国民健康保険の脱退
- ・資格確認書・資格情報のお知らせの再発行
- ・社会保険等の離脱による **New** 国民健康保険の加入(手続きには、マイナンバーカードが必要です)

他にもスマホでできる申請はたくさんあります! 詳細は二次元コードからご確認ください。

保険料かんたん見積り
サイト開設 **New**



40歳以上の国保加入者は 無料で健診 が受けられます



「0円で受けられる健診」 ご存じですか？

★対象の方には5月下旬に黄色い封筒
の受診券を送付しています★

医療機関を選ぶ

医療機関へ
電話(予約)をする

受診する
(無料)

◇対 象：豊島区国民健康保険に加入されている40歳以上の方
◇受診期限：令和8年11月30日（予備期間：令和9年1月31日まで）
健診の詳細は、右記二次元コード先の特定健診区HPまたは受診券に同封のご案内をご覧ください。

問い合わせ 健康部 地域保健課 保健事業グループ TEL 03-3987-4660



リフィル処方せん

かかりつけ医にご相談ください

1枚の処方せんで最大3回まで繰り返し利用



リフィル処方せんは、1通で最大3回まで繰り返し使える処方せんです。
リフィル処方せんは、症状が安定している患者さんのみが対象で、医師
の判断により処方されます。



通院の負担軽減と感染症リスクの回避

通院の負担や医療費の節約、病院内での感染症にか
かるリスクの軽減などの効果が期待できます。

2回目以降は「予定日の前後7日以内」に薬局へ

処方せん（原本・コピー不可）を紛失したり、薬の受け取り期間が過ぎ
てしまった場合は、自費での再発行や再受診が必要となります。



リフィル処方せん利用時のスケジュール管理の目安

1回目	発行日を含めて4日以内
2回目	薬剤師が記載した調剤予定日の7日以内

保険料を納めないまましていると

納期限を過ぎると...

法令に基づき督促状を送付します。文書や電話、訪問、SMS（ショ
ートメッセージサービス）で催告を行う場合があります。納期限までに
保険料を納めない場合、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ
て延滞金が加算されます。詳細は1面をご参照ください。（令和8年6
月賦課分以降）。

滞納が続くと...

- 督促状が送付されても納付がない場合、法令に基づき財産調査を
し、滞納処分（差押）を行います。
- 病院等で支払う医療費は全額自己負担となる場合があります。保
険給付分はあとで給付申請できますが、滞納保険料にあてる場合
があります。保険料の納付ができない特別の事情がある場合は、
必ずご相談ください。



整理収納グループ
☎ 03-3981-1294

特別整理グループ
☎ 03-3981-1295

特別な事情がある場合は、放置せずに整理収納・
特別整理グループへ納付計画をご相談ください。

国保年間保養施設・日帰り温浴施設のご案内

◎国保年間保養施設◎

- ◇国保加入者とそのご家族は、
一般より安い料金で利用で
きます。
- ◇電話で直接旅館にお申し込
みください。下の「指定旅館
利用券」に、必要事項を記入
し、宿泊当日旅館に提出し
てください。

◎日帰り温浴施設◎

- ◇日帰り温浴施設の割引
利用券を国民健康保険
課および東西の区民事
務所で配布しておりま
す。

※左の指定旅館利用券と
は異なりますので、ご
注意ください。

割引利用券の配布

施設名 タイムズ スパ・レスタ
(豊島区東池袋)



国保年間保養施設



日帰り温浴施設

問い合わせ／管理グループ
TEL 03-3981-1923

国民健康保険をやめる手続きはご自身で！

社会保険等、他の健康保険に加入したら、
ご自身で国民健康保険をやめる手続きが必要です。

電子申請



年金から天引き（特別徴収）

下記①～⑥すべてにあてはまる場合は年金からの引き落とし（特別徴収）になります。

- ①国民健康保険の加入者全員が65歳以上である
- ②世帯主が国民健康保険に加入している
- ③世帯主の10月の年金から介護保険料が徴収されている
- ④10月の介護保険料と国民健康保険料の合計が徴収対象となる年金の10月受給額の1/2を超えない
- ⑤世帯主が年度途中で75歳にならない
- ⑥口座振替を利用していない

●令和8年度より新たに特別徴収となる世帯の徴収方法

請求なし		〈普通徴収〉						〈特別徴収〉		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月		

年間保険料の1/2を6・7・8・9月の4回で普通徴収（納付書払い）、残りの1/2を10・12・2月の3回で特別徴収します。

※対象者は8月頃に通知します。

●前年度より特別徴収の世帯の徴収方法

〈特別徴収〉					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

4・6・8月で前年度2月と同額を仮徴収し、6月の年間保険料決定後、年間保険料から仮徴収額を差し引いた残りの額を10・12・2月で徴収（本徴収）します。

問い合わせ／資格・保険料グループ TEL 03-4566-2377